

旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設における 無窓の客室の取扱いについて

(平成30年5月16日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)

規制改革の内容

特例措置前

人を宿泊させる客室には、窓が必要。
そのため、窓のない客室を有する船舶
では、人を宿泊させる営業ができない。
(旅館業法における営業許可)

特例措置

イベント期間に限定して、一定の条件
の下、窓のない客室を有する船舶でも
宿泊させる営業が可能に。

効果

2020年東京オリンピック・パラリンピック競
技大会など多数の来訪者が見込まれる
大規模なイベントの開催に伴う宿泊施設
の需要の高まりへの対応が期待される。

規制改革の概要

イベント期間に限定して、船舶の
窓のない旅客室で宿泊させることが可能



(条件)

- ・貨客の運送に利用されている旅客室を有する船舶
- ・イベント開催により宿泊施設の需要が高まることから当該船舶に許可を与えることが必要であると、自治体が判断すること
- ・無窓の客室: 全客室の概ね4割程度以下、
照明設備、換気設備の確保
- ・宿泊者に対して、契約時に無窓の客室である旨を告知 など